

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月29日
【会社名】	マーチャント・バンカーズ株式会社
【英訳名】	MBK Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 一木 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	(03)5224 - 4900 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務経理部長 高崎 正年
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	(03)5224 - 4900 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務経理部長 高崎 正年
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第16回新株予約権証券 5,499,945円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 509,153,445円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	12,195個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	5,499,945円
発行価格	新株予約権1個につき451円（新株予約権の目的である株式1株当たり4.51円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年2月14日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部
払込期日	平成30年2月14日（水）
割当日	平成30年2月14日（水）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部

（注）1．平成30年1月29日（月）に開催された取締役会決議によります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,219,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金413円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>509,153,445円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者とその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年2月15日から平成33年2月14日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>

	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下、「振替法」といいます。）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
509,153,445	4,300,000	504,853,445

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額5,499,945円及び行使に際して払い込むべき金額

503,653,500円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用2,000,000円、弁護士費用1,000,000円、新株予約権価格算定費用1,000,000円及び有価証券届出書作成費用300,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、昭和22年3月に創業し、現在創業70年を迎え、昭和24年6月に福岡証券取引所（現在は上場廃止）、昭和36年9月に大阪証券取引所第二部、平成25年7月に証券取引所の市場統合により東京証券取引所第二部に上場しております。創業当時は紡績業を行っていましたが、日本経済構造の変化に対応すべく、平成14年5月に紡績事業から完全撤退し、それまでに行っていた不動産賃貸業、ボウリング場運営に加え、平成16年7月にホテル運営事業に参入してきました。平成21年7月に現社名のマーチャント・バンカーズ株式会社に変更後、国内不動産投資及び企業投資を中心としたマーチャント・バンキング事業及びホテル運営事業等のオペレーション事業を行っております。

平成29年7月18日付「今後の事業展開に関するお知らせ」で開示しましたように、当社は、安定的収益基盤として、収益不動産、ホテル運営及び病院給食事業等を行いながら、将来性の期待できる事業への投資を行っており、事業用賃貸マンション等の収益不動産に対する投資により、さらなる収益基盤の強化をはかっております。平成30年3月期中には累計で収益不動産30物件、投資総額約100億円を行い、平成31年3月期には営業利益5億円体制を計画しております。

将来性の期待できる事業への投資として、中長期的に、仮想通貨事業等のフィンテック事業、医療・介護ビジネスに対しても投資を行うだけでなく、他社との協業体制のもと新たなビジネスを展開する予定であります。

このような事業計画をベースに、平成29年9月6日開催の取締役会決議に基づき、White Knight Investment Limitedを割当先として、第三者割当による新株式及び第15回新株予約権の発行（以下、「前回発行」といいます。）を行ったところでありますが、現状、第15回新株予約権は権利行使されておりません（資金の充当状況は、後記「<平成29年9月6日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況>」に記載のとおりであります。）。

当該新株予約権の権利行使にかかわらず、当社は事業計画を推進し、持続的な事業成長を実現していくものでありますが、この事業計画のうち、賃貸用不動産の取得について、そのための資金を調達するとともに、自己資本の増強により金融機関がより融資しやすい財務体質を構築することにより、よりスムーズにこれを実現するため、今回、第三者割当により第16回新株予約権を発行し、調達した資金を、以下のとおり充当するものであります。

（単位：百万円）

具体的な使途	金額	支出予定時期
賃貸用不動産の取得資金	504	平成30年2月～平成33年2月

- （注）1．調達資金を実際に支出するまでは、当社の取引金融機関の預金口座にて管理いたします。
- 2．今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途、金額又は支出予定時期は変更する可能性があります。資金の使途、金額又は支出予定時期に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
- 3．株価低迷により権利行使が進まない場合は、銀行借入等、別途資金調達を検討いたします。

<手取金の具体的使途>

賃貸用不動産の取得につきましては、営業利益5億円体制構築のため、平成30年3月期中に30物件、投資総額100億円を目標に取得を進めておりますが、平成31年3月期以降も、積極的に賃貸用不動産の取得を進め、さらなる収益基盤の強化と、いずれは、当社保有の賃貸用不動産を、私募不動産ファンドや上場不動産投資信託（REIT）などにより証券化することにより、賃料収入からマネジメントフィーへの収益構造の転換をはかってゆきたいと考えております。したがって、今後3年程度の期間で、300億円程度の規模を目標に、賃貸用不動産を積み上げてまいりたいと考えております。

対象の賃貸用不動産は、前回発行時と同様、空室リスクが低く、流動性が高く、金融機関からの融資を得られやすい、大都市圏の賃貸用マンションを中心とし、取得資金の80%程度を目途に金融機関からの借入により調達する方針であります。残りの20%程度の資金の調達のため、今回、第三者割当による第16回新株予約権を発行させて頂くものであります。

前回発行の第15回新株予約権につきましては、<平成29年9月6日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況>に記載のとおり、平成30年1月29日現在、行使が行われておりません。今後の行使により調達される見込みの834百万円のうち、香港における仮想通貨取引所開設に充当する予定の250百万円を除いた584百万円を賃貸用不動産の取得に充当する予定であります。<資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由>に記載のとおり、今回、第16回新株予約権を、当社大株主であり、当社の賃貸用不動産取得資金に関し、案件ごとに、資金が必要なタイミングに合わせて資金提供を行いたいという、アートポートインベスト株式会社(以下、「API社」といいます。)に割当てることにより、より機動的に賃貸用不動産取得資金を調達するとともに、上述の中期的な賃貸用不動産取得計画に充当するものであります。

<資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由>

当社の資金需要につきましては、上述のとおりであります。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や、金融機関からより有利でスムーズな借入を行うために財務体質のさらなる安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストが第三者割当による新株式または新株予約権の発行より割高であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

また、新株式でなく、新株予約権の発行といたしましたのは、当社の賃貸用不動産取得資金に関し、案件ごとに、資金が必要なタイミングに合わせて資金提供を行いたいという割当先の意向を踏まえ、当社から割当先に提案し、割当先の合意を得たものであります。また、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

(メリットとなる要素)

新株予約権は、発行当初から行使価額は413円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,219,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、上述「1 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

(デメリットとなる要素)

本新株予約権の行使が進んだ場合、1,219,500株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

<平成29年9月6日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況>

平成29年9月6日提出の、White Knight Investment Limitedを割当先とする前回発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

（新株式の発行により調達した資金の充当状況）

（単位：百万円）

具体的な使途	充当予定額	充当額	支出予定時期
賃貸用不動産の取得資金	88	88	平成29年10月～平成29年12月

（第15回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況）

（単位：百万円）

具体的な使途	充当予定額	充当額	支出予定時期
賃貸用不動産の取得資金	593	9	平成29年10月～平成30年10月
香港における仮想通貨取引所開設資金	250	0	平成29年10月～平成30年10月

第15回新株予約権につきましては、直近の株価は、その行使価格389円を上回って推移しておりますが、平成30年1月29日現在におきまして、行使されておらず、第15回新株予約権の発行により調達した9百万円を除いた834百万円については、今後の行使が行われた際に調達される見込みであります。

前回発行の割当先であるWhite Knight Investment Limitedが第15回新株予約権を引受けた目的は、キャピタルゲイン獲得のためであります。行使は、キャピタルゲイン獲得のために十分な株価水準に達した段階で行われる見通しであります。

前回発行に係る資金使途のうち、「賃貸用不動産の取得」は、平成29年7月18日付「今後の事業展開に関するお知らせ」で開示しましたとおり、平成31年3月期に営業利益5億円体制を構築し、収益基盤を強化するため、積極的に事業用賃貸マンション等の収益不動産を取得していくものであり、平成30年3月期中に30物件、投資総額100億円とすることを目標としております。平成30年1月29日現在におきまして、事業用賃貸マンション等は、19物件、83億円となっておりますが、目標達成のため、平成30年3月までに、11物件、17億円の物件取得が必要であります。

前回発行以降、2,706百万円で5件の賃貸用不動産を取得いたしました。これらの取得のため、金融機関から2,390百万円の借入を行い、差額316百万円につきまして、新株式発行により調達した資金88百万円並びに第15回新株予約権の発行により調達した9百万円を充当するとともに、その残額219百万円につきましては、手元資金を充当しております。

また、「香港における仮想通貨取引所開設」につきましては、平成30年1月29日現在進捗しておりませんが、「賃貸用不動産の取得」による収益基盤の強化の進捗を優先するとともに、第15回新株予約権の行使の進捗状況に応じ、着手する方針であり、資金使途に変更ございません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	アートポートインベスト株式会社
	本店の所在地	東京都港区西麻布1丁目4番20号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 西村 豊一
	資本金	10,000千円
	事業内容	不動産、株式等の売買、投資
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社H.M.Dream 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を5,028,200株（発行済株式総数の18.37%）所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、平成27年3月に、同社より函館市の収益不動産物件（有料老人ホーム）を取得し、取得と同時に同社に賃貸しております。また、当社は、平成30年3月期、保有する投資有価証券を、同社に売却しております。

（注） 当社と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は本資金調達において、割当予定先を選定するにあたり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期等、当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、検討を行ってまいりました。

このような状況の中、当社の大株主であるA P I社には、当社の経営方針、経営戦略を十分ご理解頂いているところでありますが、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、前回発行の第15回新株予約権の行使による資金調達が進んでいない現状並びに賃貸用不動産取得にかかる計画や資金需要を改めて説明し、打診したところ、十分にご理解を頂きました。そのうえで、A P I社から、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 < 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権を選定した理由 >」に記載のとおり、取得する賃貸用不動産の案件ごとに、資金の必要なタイミングで資金提供を行いたいという意向を前提に、本新株予約権の発行による今回の資金調達スキームについても賛同を頂いたため、A P I社を割当予定先として確定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
アートポートインベスト株式会社	新株予約権 12,195個 （その目的となる株式 1,219,500株）

## e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本新株予約権の行使により取得される株式について、継続的に保有する意向であることを確認しております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるA P I社の本新株予約権に係る払込み並びに行使に要する資金の有無については、同社の預金通帳の写しをもって確認しており、必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

当社は、企業調査等を業務内容としている、第三者機関である民間調査会社（株式会社セキュリティー＆リサーチ：代表取締役 羽田寿次：東京都港区赤坂2-8-11-406）に対し、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力との関係を有していないかの調査を委託し、その調査報告書を受領しており、割当予定先であるA P I社、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力と一切関係のないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定

団体等」といいます。)に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者:代表取締役社長 能勢元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価413円(平成30年1月26日の終値)、権利行使価額413円、ボラティリティ61.04%(平成26年12月から平成29年12月の日次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.095%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0.242%、当社による取得条件、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき451円との結果を得ております。

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(451円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である413円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格413円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1か月平均415円に対して0.48%のディスカウント、前日までの最近3か月平均405円に対して1.98%のプレミアム、前日までの最近6か月平均399円に対して3.51%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成33年2月14日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなり、株価が行使期間に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合に、取得条項を発動することを前提に置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.20%に当社の想定格付から推定した信用コスト分25.56%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額413円に代替資金調達コスト135円を加えた548円としております。

なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり13,260株(最近1年間の日次売買高の中央値である132,600株の10%)ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付に伴う相場操縦により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規則)を参

照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値であることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。また、本新株予約権においては、新株予約権者の権利行使における特性についても加味されております。具体的には本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した時点から6ヶ月を経過するまでの期間において取得条項が発動された場合においては、当該期間において均等に権利行使されブロックトレードが行われるものと仮定し、ブロックトレードによる株式処分コストを加味しております。株式処分コストについては、過去における公募・売上の発行事例から算出した合理的と見積もられる一定の水準を想定し評価を実施しております。

そのうえで、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり451円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり451円)を比較し、本新株予約権を公正価値と同額で発行するため、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名(すべて社外監査役)全員から、うち2名は取締役会において、残り1名はあらかじめ、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査役3名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株予約権発行に係る潜在株式数は、1,219,500株(議決権個数は12,195個)であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数27,367,556株に対して4.46%、同日現在の議決権総数273,293個に対して4.46%となります。そのため、本第三者割当による新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

また、本第三者割当による新株予約権の発行の取締役会決議日(平成30年1月29日)から6ヶ月以内である平成29年9月6日に実施した第三者割当による募集株式数は、普通株式及び新株予約権合わせて、合計2,500,000株(議決権数25,000個)であり、本第三者割当により発行する本新株予約権に係る潜在株式数の合計1,219,500株(議決権数12,195個)を合算した株式数は3,719,500株(議決権数37,195個)になります。本第三者割当による潜在株式数(議決権数)に6ヶ月以内の第三者割当(前回割当)により増加した株式数(議決権数)及び潜在株式数(議決権数)を加算した合計3,719,500株(議決権数37,195個)を分子とし、前回割当決議時点における発行済株式数27,117,556株(議決権数270,794個)に対する希薄化率は13.72%(議決権ベースの希薄化率は13.74%)に相当いたします。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
トータルネットワークホールディングスリミテッド（常任代理人 シティユーワ法律事務所）	（常任代理人） 東京都千代田区丸の内2丁目2-2 丸の内三井ビル	6,792	24.86%	6,792	23.79%
アートポートインベスト株式会社	東京都港区西麻布1丁目4-20	5,028	18.40%	6,247	21.88%
株式会社J&K	東京都中野区中野3丁目23-19	3,584	13.12%	3,584	12.56%
古川 令治	東京都江東区	3,074	11.25%	3,074	10.77%
株式会社ぼると	東京都福生市北田園2丁目1-3 エトワールB201	1,340	4.91%	1,340	4.70%
株式会社JKMTファイナンス	神奈川県横浜市青葉区美しが丘5丁目14-6 はづきビル401	870	3.18%	870	3.05%
チェリーサンバースト株式会社	埼玉県朝霞市朝志ヶ丘2丁目8-12	834	3.05%	834	2.92%
張 店	神奈川県川崎市川崎区	355	1.30%	355	1.24%
バンクオブイーストアジアリミテッドクライアントアカウント（常任代理人 株式会社三井住友銀行）	（常任代理人） 東京都千代田区丸の内1丁目3-2	254	0.93%	254	0.89%
有限会社ケイ・アイ・シー	東京都杉並区浜田山2丁目9-2	250	0.91%	250	0.88%
ホワイトナイトインベストメントリミテッド（常任代理人 長谷さえ）	（常任代理人） 東京都千代田区	250	0.91%	250	0.88%
計		22,635	82.82%	23,854	83.56%

（注）1．所有株式数につきましては、平成29年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2．総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数27,367,556株（議決権数273,293個）をもとに算出しております。

3．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日時点における議決権数（273,293個）に、本第三者割当により増加する議決権数（12,195個）を加えた総議決権数（285,488個）に対する割合であります。

4．総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第93期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月29日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成29年9月22日	250,000	27,367,556	46,250	2,747,522	46,250	316,551

（注） White Night Investment Limitedを割当先とした第三者割当増資（発行価格370円 資本組入額185円）により、発行済株式総数が250,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ46,250千円増加しております。

### 2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第93期）及び四半期報告書（第94期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年1月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年1月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第93期事業年度）の提出日（平成29年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年1月29日）までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成29年6月30日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社は、平成29年6月28日開催の第93回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、一木茂、副島良太、高崎正年、山路敏之及び小貫英樹の5氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、片山喜包氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
監査役として、岩隈春生氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個） （注）2	反対（個） （注）2	棄権（個） （注）2	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）2
第1号議案				（注）1	
一木 茂	218,509	-	-		可決（99.43%）
副島 良太	218,511	-	-		可決（99.43%）
高崎 正年	218,511	-	-		可決（99.43%）
山路 敏之	218,511	-	-		可決（99.43%）
小貫 英樹	218,506	-	-		可決（99.43%）
第2号議案				（注）1	
片山 喜包	218,485	-	-		可決（99.42%）
第3号議案				（注）1	
岩隈 春生	218,487	-	-		可決（99.42%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．賛成、反対及び棄権の個数は、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案に対する賛成、反対及び棄権の意思表示を確認できた議決権の数であります。また、賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、前記の賛成の個数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第93期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第94期第2四半期）	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	茂
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本	潤
--------------------	-------	----	---

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、マーチャント・バンカーズ株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 茂指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月9日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。